（様式１）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 【民生委員・児童委員控】

依　頼　書

令和　　年　　月　　日

水戸市民生委員・児童委員

　　　　　　　　　　　様

依頼人

住 所

氏 名

電 話

下記の使用目的に必要なため，１の依頼事項について調査（業況確認）のうえ，提出先あて報告をお願いいたします。

記

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整 理 番 号 | | 第　　　号 |  | | | |
| １ | 依 頼 事 項 |  | | | | |
| ２ | 使 用 目 的 |  | | | | |
| ３ | 提 出 先 | 所 在 地 | |  | | |
| 名 称 等 | |  | 電 話 番 号 |  |
| ４ | 調 査 結 果  意 見  (民生委員・児童委員  記入） | 調査内容等 | |  | | |
| 調 査 結 果 | |  | | |

(注意)　 依頼人は，調査委をお願いする民生委員・児童委員氏名，依頼人の住所，氏名等を記入の上，太枠の

１～３までの項目を記入して下さい。

（様式２）

調　　査　　書

(状況(確認)報告書)

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

水戸市民生委員・児童委員

氏名

依頼事項について調査をした結果は，下記４に掲載のとおりです。

記

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整 理 番 号 | | 第　　　号 |  | | | |
| １ | 依 頼 事 項 |  | | | | |
| ２ | 使 用 目 的 |  | | | | |
| ３ | 提 出 先 | 所 在 地 | |  | | |
| 名 称 等 | |  | 電 話 番 号 |  |
| ４ | 確 認 内 容 |  | |  | | |

(注意)　この調査書は，上記使用目的以外には使用できません。

（様式２・裏）

民生委員・児童委員に証明を依頼する方へ

水戸市民生委員児童委員連合協議会

　民生委員・児童委員は，厚生労働大臣から委嘱され，地域住民の福祉に関する相談，支

援活動を行っているボランティアです。

　支援活動の一環として，住民の依頼事項について事実確認をし，そのことを文書で示す,

いわゆる「調査事務」を行っていますが,「証明」という名称が一人歩きして，「福祉以外

のもの」や「事実の確認を超えるもの」が求められたり，唯一の証拠となる決定的な書類

として取り扱われるという問題が生じています。

　このような問題について,全国民生委員児童委員連合会で検討した結果,平成14年に『「証

明事務」の基本的な取扱いについてのガイドライン』が示されました。

　当協議会においても，このガイドラインを踏まえ，下記のような取り扱いをすることと

しましたので，ご理解とご協力をお願いいたします。

記

１　「調査事務」は，住民の福祉に関する援助活動，行政機関やサービス提供機関等へ

　　の協力活動の一環として行う。

　２　「調査事務」は，依頼者やその関係者からの聞き取り調査等による恐恐の確認であ

り，その文書は「決定的な証拠書類」としての性格をもたない。したがって，これま

での「証明書」に代わるものとして，「調査書（状況（確認）報告書）」を発行する。

　３　法令や通知、国や自治体が定める要綱等に民生委員・児童委員の協力が定められて

いるもの，公的機関の証明書の補完をするもの，当協議会で対応することが適当であ

ると定められたものの場合には確認できる範囲で対応する。

　４　次のような依頼に対しては，対応することはできない。

1. 事実についての実証，確認の困難なもの
2. 行政機関をはじめ他機関・団体等で証明できるもの

ただし，証明書類を発行する機関等を紹介する。

1. 当事者間で利害得失のあるもの
2. 法律関係や法律上の権利義務の有無等に関するもの

５　別紙の「依頼書（様式１）」にもとづいて状況調査を行い，「調査書（状況（確認）

報告書）（様式２）」を発行する。依頼者から提出機関等の「指定された用紙」への記

述をも求められた場合でも，基本的には指定された用紙に『別紙のとおり』と記述し，

「調査書（状況（確認）報告書）」を添付する。